



TPPに関するQ&A：概要版

2016年6月

内閣官房

TPP政府対策本部

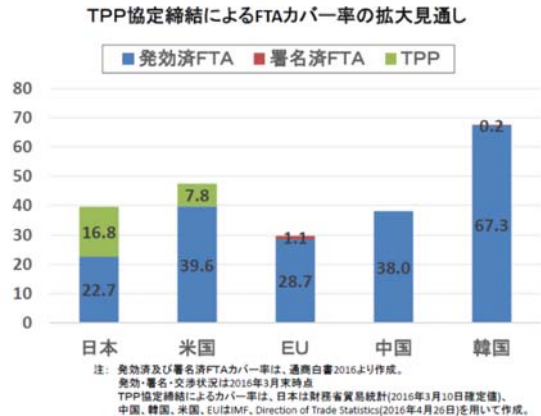
目次

- Q1 TPP協定は日本にとってどういうメリットがあるのですか？ . . . 1
- Q2 TPP協定で利益を受けるのは輸出関連の大企業だけで、地方の中小企業にはメリットがないのではないですか？ . . . 3
- Q3 政府の情報開示は不十分なのではないですか？ . . . 5
- Q4 農林水産物の重要品目について、関税撤廃から「除外」されていないので国会決議違反では？ . . . 7
- Q5 関税撤廃の例外を勝ち取った品目についても、協定発効の7年後に見直すことが義務付けられていて、結局は関税を全て撤廃させられることになるのでは？ . . . 8
- Q6 TPP協定によって遺伝子組換え農産品の輸入が増大することになるのですか？ . . . 9
- Q7 衛生植物検疫に当たっては、厳密な科学的証拠がなければ規制することができなくなるのですか？ . . . 10
- Q8 TPP協定のTBT章では、強制規格等のルールを作る際に、他国の利害関係者を検討に参加させなければならぬとされているので、食品表示等で規制を厳しくすることができなくなるのではないですか？ . . . 11
- Q9 ISDS（投資家と国との間の紛争解決）手続を利用して、外国の投資家が日本の様々な政策について提訴し、国民皆保険、環境や食の安全に関する制度などについて、変更したり必要な規制が導入できなくなるのですか？ . . . 12
- Q10 地方自治体の公共事業に外国企業が参入してきて、地元企業の仕事が奪われることになるのではないですか？ . . . 13
- Q11 TPP協定によって国民皆保険制度に影響はありますか？ . . . 14

Q1 TPP協定は日本にとってどのようなメリットがあるのですか？

○ TPPは、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境など、幅広い分野における新しいルールのもと、アジア太平洋に、世界のGDPの約4割（3,100兆円）、人口8億人という自由で公正な巨大市場を作り出していくものです。今後人口減少が見込まれる我が国にとって、この市場を活用することで新たな成長が期待されるものです。昨年末の政府の試算及び世界銀行の試算（本年1月）によれば、我が国のGDPを約2.6～2.7%押し上げる経済効果が期待されます。

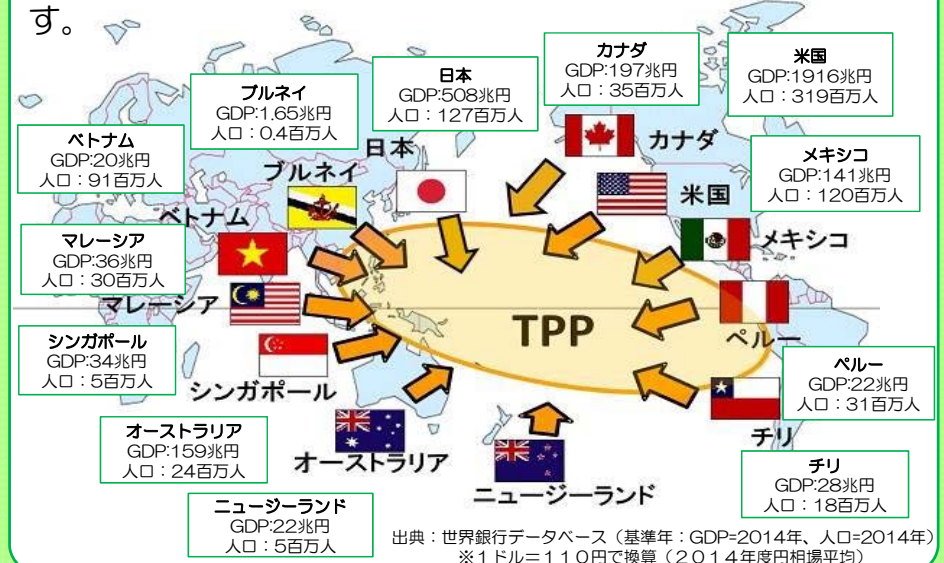
○ 中国、韓国を含めた各国は、多くの国とFTA（自由貿易協定）を結んでいます。貿易総額に占めるFTA締結国との貿易額の割合、いわゆるFTAカバー率について、現在、日本は主要国と比べて低い状態で、このままではFTAカバー率が高い国へ産業拠点が移転する空洞化が懸念されます。しかし、TPP協定によってこの割合が大きく向上し、貿易・投資の拠点としての日本の魅力を高めることにつながります。



○ 交渉の結果、日本以外の参加11か国における工業製品の99.9%の関税が撤廃されることになりました。さらに、進出先での技術移転要求の禁止といった投資ルールの強化、通関手続の迅速化、知的財産の一層の保護等といったルールが決められることになりました。その結果、工業製品の輸出だけではなく、サービス、金融、インフラなどを含めた幅広い分野について、我が国企業等の海外展開が後押しされ、コンビニなどサービス業の出店規制の緩和も進むこととなります。農業者にとっても、品質が高く、海外で人気の高い農産物の販路を拡大する新たなチャンスをもたらします。

○ また、消費者は、域内の様々な商品を安く、手軽に、安心して入手することができます。

○ 政府としては、このようなメリットを最大限に活かせるよう、昨年11月に決定した「総合的なTPP関連政策大綱」に基づいて、TPP協定を活用しようとする中堅・中小企業、農業者も含めた関係者を全力で支援してまいります。



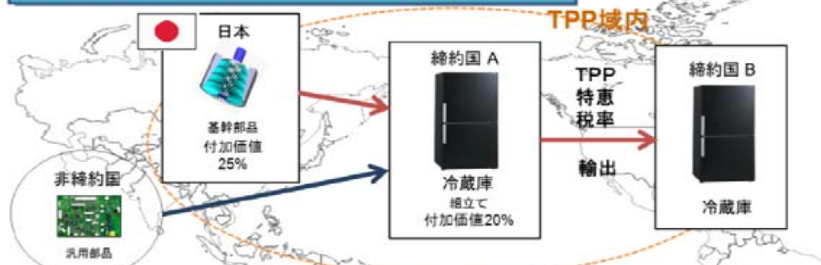
Q2 TPP協定で利益を受けるのは輸出関連の大企業だけで、地方の中小企業にはメリットがないのではないですか？

○ TPP協定には、これまで海外展開を躊躇してきた中堅・中小企業にとってこそ、大きなメリットとなる様々な内容が盛り込まれています。

○ 投資や知的財産を守るためのルールの明確化、電子商取引の促進、税関手続の迅速化や簡素化などは、中堅・中小企業の海外展開に係るリスクを大幅に軽減するものです。

○ また、これまでの「原産地規則」のルールでは、海外の工場に部品などを供給する企業は、その国で生産することを余儀なくされるケースがありましたが、交渉の結果、TPP締約国12カ国であれば、どこで製造や組み立てをしても、「メイドインTPP」として、関税引き下げのメリットを受けることが可能となります。したがって、部品などを供給する中堅・中小企業は、我が国に「居ながらにして」海外展開をすることが可能となります。

(例) 原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば日本の付加価値25%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値45%となり、付加価値45%以上となるため原産品として認められる。

○ さらに、TPP協定には、金融機関の海外展開を後押しする内容が含まれていますが、日本の金融機関の海外展開が進めば、中堅・中小企業にとっても、海外でのビジネスが行いやすくなります。

○ 政府としても、今年の2月にジェトロや中小機構等の支援機関を結集して、新輸出大国コンソーシアムを設立し、3月14日から支援を開始したところです。4千社程度を目標として、中堅・中小企業に対して、海外事業計画の策定や現地での商談のサポート等の支援をワンストップで行うことにしています。中堅・中小企業が新しいチャンスをつかんで外需を獲得できるよう、政策を総動員してまいります。

中堅・中小企業



Q3 政府の情報開示は不十分なのではないですか？

○ 大筋合意後、TPP協定に関して交渉参加国で様々な議論が始まっていますが、いずれも、合意内容の是非に関する議論です。我が国も、昨年10月の大筋合意後、国会や約300回実施してきた説明会等で、合意内容に関しては、情報を全て提供して丁寧に説明をしてきています。

○ 通常国会が始まった本年1月以降、国会議員の方々からの資料要求等に応じて提出した資料は約1700ページのものばかり、これらは全て内閣官房のホームページにも掲載しています。

<参考URL>

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/index.html#san-kousiryou>

○ 交渉経過に関する情報開示については、交渉中は、交渉会合の現場などで頻繁に記者ブリーフィングや説明会を実施するなど、できる限りの情報開示に努めてきました。その結果も内閣官房のホームページに掲載しています。

○ 他方、外交交渉という性格上、交渉過程での各国との具体的なやりとり等については、仮に、これを開示すると、相手国との信頼関係が損なわれ、また、我が国の手の内をさらすことで類似の交渉に悪影響を与えかねません。我が国の国益を追求する上で、こうした交渉過程の開示には自ずと制約があることには、ご理解をいただきたいと考えています。

○ 今後とも、国会審議等の場において、TPP協定の各規定の内容や趣旨、解釈等について、引き続き丁寧に説明してまいります。

TPP交渉に関する情報はこちらで公表しています。

TPPに関する基本情報、TPP協定等について

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/index.html>

(内閣官房ホームページ)

内閣官房 Cabinet Secretariat

TPP政府対策本部

[TPPとは](#)

[TPPの
内容](#)

[TPPの
効果](#)

[政府の
取組](#)

[説明会](#)

[Q&A](#)

[過去の
掲載内容](#)

[トップページ](#) > [政策課題](#) > TPP政府対策本部

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定です。



Q4 農林水産物の重要品目について、関税撤廃から「除外」されていないので国会決議違反では？

○ TPP協定については、各国からの関税撤廃の圧力が極めて強かった中、品目ごとに中身をしっかり精査し、国会決議を後ろ盾に交渉しました。その結果、各交渉参加国がほぼ100%の品目について関税撤廃する中、日本だけは95%に留まり、また、農林水産物については約2割を関税撤廃の例外としました。

○ 特に、重要5品目を中心に、米の国家貿易制度や豚肉の差額関税制度などの基本的な制度を維持するとともに、関税割当てやセーフガードの創設、長期の関税削減期間を確保しました。また、関税撤廃をしたものについても、品目ごとに中身をしっかり精査し、品目全体として影響が出ないよう措置し、国益にかなう最善の交渉結果が得られました。

○ また、昨年11月に取りまとめた「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、意欲ある農林漁業者の不安を払拭し、希望を持って経営に取り組めるようにすることで、重要品目が確実に再生産可能となるよう、引き続き、交渉で獲得した措置と合わせて万全の措置を講じていきます。

○ 国会決議の趣旨に沿っているものと評価していただくと考えています。

各国の関税撤廃率（品目ベース）

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
全品目	95%	100%	99%	100%	100%	100%	99%	100%	99%	100%	100%	100%
農林水産物	82%	99%	95%	100%	100%	100%	97%	98%	97%	100%	99%	100%

（注1）日本以外の国の農林水産物については、国際的な商品分類（HS2012）において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない（日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる）。

（注2）大筋合意時に用いていたHS2007による品目分類を、HS2012によるものに修正したことを踏まえ、平成28年2月29日に数字を更新（関税に関する合意内容が変わるものではない）。

衆・参 農林水産委員会による決議（抜粋）

一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。

Q5 関税撤廃の例外を勝ち取った品目についても、協定発効の7年後に見直すことが義務付けられていて、結局は関税を全て撤廃させられることになるのでは？

○ 我が国は、TPP協定が、関係国について効力を生ずる日の7年後（又は、他の国際協定に基づいて第三国等に特恵的な市場アクセスを供与する場合）に、相手国からの要請に基づき、関税率表で規定される関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関して協議を行う旨を、豪州、カナダ、チリ、NZ及び米国との間で相互に規定しています。

○ この規定は、あくまで「協議を行う」とされているだけです。協議の結果、関税を撤廃する方向で見直すことまでは求められておりません。再協議を行ったとしても、日本の国益を害するものについては合意することはありません。万が一協議の結果、関税を撤廃する方向で見直しをすることになり、協定の改正が必要となる場合には、再度国会の承認が必要となります。

○ なお、TPP協定に限らず、経済連携協定では、発効後の再協議の規定が設けられることは珍しくありません。TPP協定第2章4条3においても、関税撤廃品目について、関税撤廃までの期間を短縮することについて協議できる規定があります（なお、この規定は、関税撤廃の例外品目には適用されません）。

Q6 TPP協定によって遺伝子組換え農産品の輸入が増大することになるのですか？

○ TPP協定第2章C節27条に、遺伝子組換え農産品を含む「現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易」に関する規定があることから、ご質問のような懸念をお持ちなのだと思います。

○ たとえば、「現代のバイオテクノロジーによる生産品に関する作業部会」を設置することが規定されていますが、ここで遺伝子組換え農産品についての規制緩和が求められたりする心配はあたりません。

○ この作業部会は、未承認の遺伝子組換え農産品の微量混入が流通に混乱を生じさせる原因となっていることなどを背景として、あくまで締約国間の情報交換と協力を行うために設けられるものです。また、27条のいずれの規定も、締約国の法令及び政策の範囲内での対応を求めるものであることが明確に記されています。したがって、例えば、遺伝子組換え食品の安全性審査の基準を緩めたり、新たに遺伝子組換え食品の輸入を認めたりすることが、TPP協定によって求められているわけではまったくありません

TPP協定

第2・27条 現代のバイオテクノロジーによる生産品の貿易

3 この条のいかなる規定も、締約国に対し、自国の領域において現代のバイオテクノロジーによる生産品を規制するための自国の法令及び政策を採用し、又は修正することを求めるものではない。

Q7 衛生植物検疫に当たっては、厳密な科学的証拠がなければ規制することができなくなるのですか？

○ TPP協定の7章で、SPS（衛生植物検疫措置）について規定されていますが、その内容は、既存のWTO・SPS協定に基づく権利及び義務を確認するもので、TPP協定発効後も、これまでWTO・SPS協定において認められていたのと同様に、我が国として必要な衛生植物検疫措置を採ることができます。

○ 具体的には、衛生植物検疫措置は、その措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合するか、又は客観的で科学的な証拠に基づくことを確保することを求めるもので、TPP協定では、WTO・SPS協定と同様の規定が置かれています。

○ また、最終的な判断基準となる「国際基準、指針若しくは勧告に適合していること又は客観的で科学的な根拠に基づいていること」については、TPP協定の紛争解決手続が利用できないこととなっており、WTOの紛争解決手続における判断と齟齬が生じない仕組みになっています。

TPP協定

第7・4条 一般規定

1 締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を確認する。

2 この協定のいかなる規定も、衛生植物検疫措置の適用に関する協定により各締約国が有する権利及び義務を制限するものではない。

第7・9条 科学及び危険性の分析

2 各締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定第五条の規定に基づく危険性の評価に関する締約国の義務を認めつつ、自国の衛生植物検疫措置が関連する国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していること又は自国の衛生植物検疫措置が国際的な基準、指針若しくは勧告に適合していない場合には当該衛生植物検疫措置に合理的に関連する記録された客観的で科学的な証拠に基づいていることを確保する

(注)。

注 いずれの締約国も、この2の規定について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

Q8 TPP協定のTBT章では、強制規格等のルールを作る際に、他国の利害関係者を検討に参加させなければならないとされているので、食品表示等で規制を厳しくすることができなくなるのではないですか？

○ TPP協定は、我が国の食品表示等の制度を何ら変更するものではありません。

○ 政策決定に当たって他国の利害関係者を含め関係者から広く意見を聴取することは現在でもパブリックコメント募集という形で一般的に行われていることであり、TBT章の透明性ルールにより、必要な規制等の導入ができなくなるということはありません。なお、既存のパブリックコメント募集手続を踏めば義務を果たしたことになる旨はTPP協定の中で明記されています。

TPP協定

第8・7条 透明性

1 各締約国は、他の締約国の者に対し、自国の者に与える条件よりも不利でない条件で自国の中央政府機関による強制規格、任意規格及び適合性評価手続の作成に参加すること（注）を認める。

注 締約国は、例えば、利害関係者に対し自国が作成することを提案する措置について意見を提出するための合理的な機会を与え、当該措置の作成において当該意見を考慮することにより、この義務を履行する。

Q9 ISDS（投資家と国との間の紛争解決）手続を利用して、外国の投資家が日本の様々な政策について提訴し、国民皆保険、環境や食の安全に関する制度などについて、変更したり必要な規制が導入できなくなるのですか？

○ ISDSについては、投資に関して、外国企業を自国企業と差別しない（内外無差別）、正当な補償なしに収用しないなど、TPP協定の投資章に規定されている義務等に国が違反し、投資家が損害を受けた場合に、仲裁廷に損害賠償又は原状回復のみを求める訴えを提起するものです。したがって、投資家は制度の変更を求めるような訴えができるわけではありません。

○ また、環境や健康などの正当な目的のために各国が必要かつ合理的な規制を行うことは妨げられません。この点は、TPP協定投資章の様々な規定で確認されています。また、濫訴防止につながる規定として、①仲裁廷の権限の範囲外である申立て等を迅速に却下することを可能にする規定、②全ての事案の審理・判断内容等を原則として公開することを義務付ける規定、③申立て期間を一定の期間（3年6か月）に制限する規定なども盛り込まれています。

○ 投資先国の政府が義務に違反したことで損害を被った場合にそれを賠償させるというISDS手続は、むしろ日本企業が海外で安心してビジネスを行う上で重要なルールですので、これまで日本が締結したほとんどの投資協定や経済連携協定（EPA）の投資章でも盛り込まれているものです。これまで、日本政府が、既存協定に基づくISDS手続によって訴えられたという事例は全くありません。

Q10 地方自治体の公共事業に外国企業が参入してきて、地元企業の仕事が奪われることになるのではないですか？

○ TPP協定政府調達章の我が国の約束内容は、既に我が国がWTO政府調達協定において約束しているものと同様であり、現行の国内の調達制度を変更したり、政令指定都市以外の市町村等新たな市場を外国企業に開放したりするものではありません。そのため、TPP協定により外国企業が現状よりさらに我が国の公共事業に参入しやすくなるわけではありません。

○ また、TPP協定では、州などの地方政府の調達を開放していない国（アメリカ、メキシコ、マレーシア、ベトナム、ニュージーランド）に対しては、日本の地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）の調達の開放についても約束をしていません。

TPP協定政府調達章における我が国地方公共団体の対象機関・基準額

- ・地方公共団体の対象団体：都道府県、指定都市
- ・地方公共団体の適用基準額：WTO政府調達協定と同額

【参考】WTO政府調達協定における適用基準額

（平成28年度及び29年度）

- ・物品等 3,300万円
- ・建設工事 24億7,000万円
- ・建築技術サービス 2億4,000万円
- ・その他のサービス 3,300万円

Q11 TPP協定によって国民皆保険制度に影響はありますか？

○ TPP協定には、民間医療保険の拡大や混合診療の解禁といった我が国の公的医療保険制度の在り方そのものについて変更を求める内容は含まれていません。

○ なお、公的医療保険については、金融サービス章（第11章）の規律は適用されないこととなっています。また、我が国は、医療保険を含む社会事業サービス関係の制度について、投資（第9章）や国境を越えるサービス貿易（第10章）といった分野で、将来にわたって留保をしており、内国民待遇等の規律が適用されないこととなっています。

問い合わせ先

内閣官房TPP政府対策本部
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
電話（03）5253-2111